

分別管理

お客様が金融商品取引業者に預けた金銭や有価証券は金融商品取引法第 43 条の 2 に基づき、金融商品取引業者の資産とは厳格に分別管理することが義務付けられています。

[金融証券取引業者等の分別管理Q&A](#)（日本証券業協会）

広田証券もこれに従い、お客様からお預りしている金銭は、信託銀行に「顧客分別金」として預託し、有価証券（単元未満株を含む）は「顧客有価証券」として金融商品取引業者が保有する有価証券とは区分され、その多くがお客様の申し出により、「証券保管振替機構」（ほふり）で保管されています。

広田証券では、金融商品取引法第 43 条の 2 第 3 項および日本証券業協会の自主規制規則「顧客資産の分別管理の適正な実施等に関する規則」に基づき、分別管理監査（保証業務）を受け、保証報告書を受領しております。

- ・ [分別管理の法令遵守に関する経営者報告書](#)
- ・ [独立した監査法人の分別管理の法令遵守に関する保証報告書](#)

以 上